

⇨ 役員給与の未払い

Q : 資金繰りの都合で役員給与が支給できません。問題になりますか？

A : 租税回避を意図してのことではなければ、問題にならないと思われます。

【解説】

役員給与が損金に算入される要件のひとつに、定期同額給与を支給するというものがあります。

そのことから、支給せずに未払いになっていたら損金に算入できないのではとされているのかもしれませんが、資金繰りの都合などでどうしても支給できないという場合も当然出てきましようし、支給できなかったからといって即、役員給与を損金不算入ということは合理的ではありません。

きちんと毎月所定の時期に未払経理をしていたり、定時株主総会后数ヶ月支給しているという実績があるという場合には、未払いであっても否認されることはないでしょう。

しかし、未払経理をまとめて行い、かつ、定時株主総会后一度も支給していないというようなケースでは、利益を見ながら役員報酬を決定し、これを未払いに計上したともれますので、こうしたケースでは、役員給与が否認されることもあると思われます。

つまり、その未払計上が、租税回避を意図しているものであると認められる場合には、否認もあるということで、このあたりは事実認定の問題になります。

